

第2期鴨川市健康福祉推進計画

概要版

みんなで取り組もう
一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川



どんな計画ですか？

「第2期鴨川市健康福祉推進計画」は、市民誰もがいつまでも健康で、安心して自立した生活を送ることができる地域づくりを目的に、第1期計画での成果や近年の社会情勢の変容、そして新たな地域課題等を踏まえ、本市の健康福祉の目指すべき姿を明らかにし、この目標像の実現に向けた健康福祉の一体的な推進を図るための指針として、取り組みの方向性や施策の体系、施策・事業を定めるものです。

第2期鴨川市健康福祉推進計画の目標像

みんなで取り組もう
一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川

計画の位置付け

本計画は第1期計画と同様に、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」と、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」を一体として策定したもので、第2次鴨川市総合計画との整合性を図りつつ、本市の健康・福祉に関する各種施策を総合的に推進するための基本計画として位置付けられるものです。

なお、「健康増進計画」には、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」、及び、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を包含するとともに、既存の個別計画との連携を図ります。

計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、数値目標や評価指標を設定し、施策・事業の進捗管理を行っていきます。

取り組みの方向性

健康寿命の延伸を目指した 健康づくり・介護予防意識の醸成

市民一人ひとりが健康意識を持って自主的な健康づくりを行っていただける仕組みづくりに取り組みます。

地域の自立生活支援に向けた 取り組み

高齢者・障害のある人・生活困窮者など、誰もが地域の中で、いきいきと健康で自立した生活が送れるよう、ささえあいの仕組みづくりに取り組みます。

この方向性を踏まえ、「市民」と「行政」、新たな「公共的役割を担う団体」との「協働」・「連帯」による地域づくりを推進します。

計画の全体像

第2次鴨川市総合計画 まちづくりの基本理念

交流

元気

環境

協働

安心

将来都市像

活力あふれる健やか交流のまち鴨川
～みんなが集い 守り育む 安らぎのふるさと～

《主体》

市民、健康福祉団体 他

《活用》

地域の健康福祉資源

一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち

第2期鴨川市健康福祉推進計画

みんなで取り組もう
一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川

各論Ⅰ 健康増進計画 (食育推進計画・自殺予防対策計画)

誰もが健康で、
安心・元気になれるまちづくり

- 1 ライフステージに応じた健康づくり
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 3 栄養・食生活による健康増進
- 4 身体活動・運動による健康増進
- 5 休養・こころの健康づくり
- 6 喫煙・飲酒対策の充実
- 7 歯と口腔の健康づくり
- 8 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

各論Ⅱ 地域福祉計画

誰もがささえあい、
安心・元気でつながるまちづくり

- 1 市民一人ひとりが主役の地域づくり
- 2 ふれあい、ささえあいのある地域づくり
- 3 いつまでも安心して暮らせる地域づくり
- 4 誰もが生活しやすい地域づくり



■「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」による健康福祉の推進

市民と市との協働のまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとする様々な団体等と市のパートナーシップを構築することが必要です。

そして、第2次鴨川市総合計画における健康福祉分野の基本方針である「一人ひとりがいきいきとした健康福祉のまち」の実現に向け、市民が主体となって、地域の健康福祉を推進していくためには、「協働・連帯」の考え方を踏まえた「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」による取り組みは欠かせません。

このため、健康福祉推進計画を進めるための考え方については、次のとおりとします。

1. 健康福祉推進計画における「協働・連帯」とは

「協働」とは、お互いを理解しあいながら共通の目的を達成するために協力し、よりよい地域社会を形成することです。

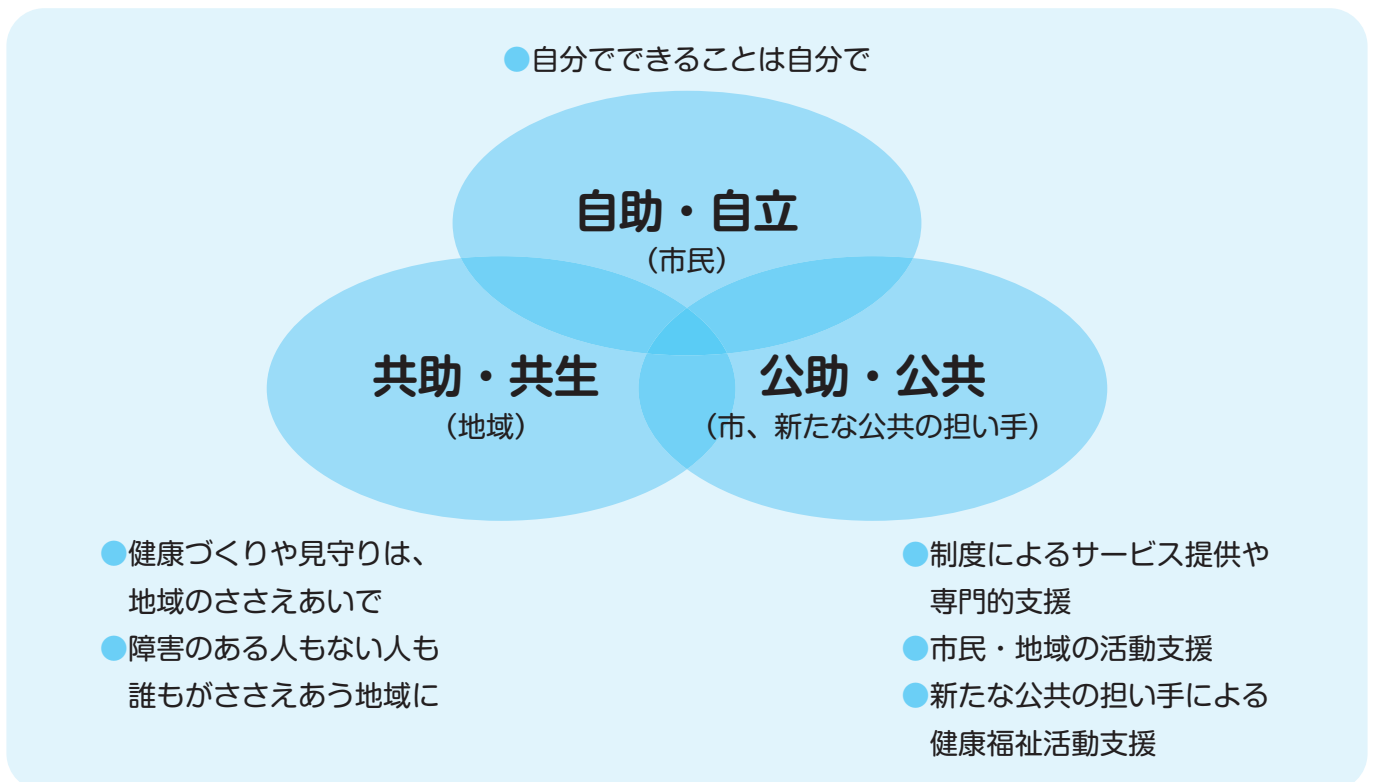
この計画では、市民、保健・医療・福祉・介護の関係者、各種団体、事業者、社会福祉協議会及び市がお互いの立場を尊重しながら、地域の課題解決に向け、市民の主体的な取り組みや各地域での自主的な活動に、共に協力して行動することを「協働」と位置付けます。

また、市民生活の基盤である家庭や地域コミュニティを重視したつながりを「連帯」と位置付け、誰もがささえあう健康福祉の推進に取り組むこととします。

2. 「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」の役割分担

地域健康福祉活動を行う上で、市民一人ひとりや地域、市の役割分担を明確にするために、第1期計画における「自助」「共助」「公助」の考え方を基本としながら、「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」を新たな考え方として位置付けます。

■ 役割分担のイメージ



健康福祉推進計画の重点的取り組み

第2期鴨川市健康福祉推進計画の計画期間では、健康増進・地域福祉をより一層推進させるため、次の4点について重点的に取り組みます。

① 健康福祉の地域基盤と交流・拠点づくり

地域のささえあいによる健康福祉意識を醸成していくとともに、市民が主体的に健康福祉活動に取り組めるよう、地域交流拠点の充実に努めます。

また、高齢者が、健康でアクティブな生活を営み、医療・介護が必要なときには、継続的なケアを受けることができるような地域づくりを推進します。

② 健康福祉の地域支援体制づくり

医療や介護、福祉サービス等の様々な生活支援サービスを日常生活の場で一体的に受け取ることができる地域づくりを、地域全体で取り組み、新たな地域包括支援体制を構築します。

また、障害のある人もない人も地域で自分らしく生活することができるよう、地域での理解の促進と日常の生活支援の充実に努めるとともに、発達障害等については重度化を防ぐことができるよう早期発見・早期療育と適切な支援に努めます。

③ 健康福祉の地域担い手づくり

地域が動きやすくなるような仕組みをコーディネートし、市民の健康福祉活動のささえあいと見守り活動に向けた取り組みが進められるよう、地域の実情に合った担い手の育成支援を図ります。

また、看護、介護、福祉に関する人材確保に努めるとともに、高齢者・障害者・児童・生活困窮者といった分野横断的な知識、専門性を有する新たな地域包括支援体制の基盤となるコーディネート人材の育成・確保に努めます。

下支え

④ 健康福祉の地域ネットワークづくり

市民誰もが可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」とともに、障害者、児童、生活困窮者をはじめ、誰もがその人の状況に応じた支援が受けられる新しい包括的な相談支援システム構築に向け、市内及び近隣市町とのネットワークを強化します。

健康福祉圏ごとの取り組み

健康づくりや地域福祉を進めていくうえでの「地域」は、日常的な近所付き合いの範囲から専門的な支援を行う範囲と、様々なレベルでの範囲が重層的に存在します。

本計画では、6層の健康福祉圏を定めています。6つの圏域ごとの健康づくり・地域福祉に関する主な取り組みのイメージは以下のとおりです。

圏域ごとの取り組みイメージ

隣近所 最も身近な単位 	健康増進計画 家庭で基本的な生活習慣を確立します。	地域福祉計画 向こう三軒両隣でのあいさつや見守り、声かけなど日頃の近所付き合いを行います。
地域自治組織圏 区、町内会、隣組等地域活動の範囲 	健康増進計画 健康情報の交換、誘いあわせでの体操やウォーキングを行います。	地域福祉計画 行事や地域交流、防災防犯、見守り活動を行います。
小域健康福祉圏 旧小学校区(12圏域) 	健康増進計画 地域、家庭、学校が連携して健康づくりを行います。	地域福祉計画 地区社会福祉協議会などによる地域福祉活動を行います。
中域健康福祉圏 旧中学校区(4圏域) 	健康増進計画・地域福祉計画 小域福祉圏域間の情報交換や連携による健康づくりと地域福祉活動を行います。	
基本健康福祉圏 鴨川市全体 	健康増進計画・地域福祉計画 圏域各層の健康福祉の取り組みがつながるよう総合的に展開します。	
広域健康福祉圏 安房地域 	健康増進計画・地域福祉計画 保健・医療・福祉の総合的な取り組みを、広域連携により市域を越えて実施します。	

健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）の内容は？

健康づくりの基本理念

健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）では、「誰もが健康で、安心・元気になれるまちづくり【健康寿命の延伸を目指して】」を基本理念とし、妊娠・乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた、一人ひとりの、更には地域社会でのつながりやささえあいによる健康づくりを推進し、誰もが健康で安心・元気になれる、健康長寿のまちの実現を目指していきます。

計画の基本理念

誰もが健康で、安心・元気になれるまちづくり

【健康寿命の延伸を目指して】

健康づくりには、個人の取り組みを支援する地域の活動や、それらの基盤となる社会の環境の整備が不可欠です。このため、市では健康づくりを「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」という考え方を基本に進めていきます。

健康増進計画における「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」の考え方

自助・自立 個人の主体的な健康づくりの取り組み

一人ひとりが自らの健康に気を配り、それぞれの嗜好やライフスタイルに合った方法で健康づくりを主体的に実践していくことや、年齢に応じた効果的な健康づくりを行っていくことが大切です。「自分の健康は自分で作り、自分で守る」という考え方を普及し、個人の主体的な健康づくり（自助）と、いつまでも自分らしくいきいきとした生活（自立）を支援します。

共助・共生 個人の取り組みをささえる地域活動

個人の健康づくりは、個人の努力だけでは限界があります。個人を取り巻く家族、学校、企業、地域などが一緒になって健康づくりに取り組むこと（共助）が大切です。身近な地域の仲間や組織で互いにささえあいながら健康づくりに取り組むことで、地域への愛着や連帯感、人とのつながりの中で生きがいを育み、共に生きる地域社会（共生）を実現していきます。

公助・公共 市民の健康づくりをささえる環境づくり

市民の健康づくりをより活発にしていくためには、身近な環境の中で、誰もが気軽に楽しく実践できる環境づくりや、健康の維持増進が図りやすいような社会の仕組みを作っていくことが大切です。このため、市は関係機関と連携し保健サービスを充実（公助）するとともに、ソーシャル・キャピタルの観点から、市民の絆を深めていく中で、新たな担い手による幅広い取り組み（公共）を行っていきます。

健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）の施策体系

基本理念を具体的な施策・事業として展開していくため、8つの基本となる取り組みの方向を定めます。

基本理念

誰もが健康で、安心・元気になるまちづくり【健康寿命の延伸を目指して】

取り組みの方向

- 1 ライフステージに応じた健康づくり
- 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- 3 栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）
- 4 身体活動・運動による健康増進
- 5 休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）
- 6 喫煙・飲酒対策の充実
- 7 歯と口腔の健康づくり
- 8 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

施策の方向

1. 妊娠・乳幼児期の健康づくりの推進
2. 学童・思春期の健康づくりの推進
3. 成年・壮年期の健康づくりの推進
4. 高齢期の健康づくりの推進
5. 感染症対策の充実
1. 各種検（健）診体制の充実
2. 保健指導、フォローアップの充実
3. 生活習慣病予防のための地域の基盤づくり
1. ライフステージに応じた食育の推進
2. 家庭・学校・地域における食育の推進
3. 地域に根差した食育の推進
1. 運動習慣の定着
2. 運動の普及・実践
3. 自然環境や健康資源の活用
1. 休養・こころの健康についての知識の普及
2. こころの相談体制の充実
3. うつ病・自殺予防への対応
4. こころの健康づくりに向けた取り組みの推進
1. 禁煙・飲酒防止の啓発
2. 薬物乱用防止対策の推進
1. 歯の健康についての啓発
2. フッ化物洗口事業の推進
3. 乳幼児期からのむし歯予防の推進
1. 市民総ぐるみ健康づくり運動の展開
2. 健康づくりに関する情報提供・相談の充実
3. 健康コミュニティづくり
4. 健康づくりの体制づくり
5. 医療機関や大学との共同事業の推進
6. 地域医療・介護環境の充実

健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）の重点項目

健康増進計画（食育推進計画・自殺予防対策計画）における重点項目は以下のとおりです。

1 ライフステージに応じた健康づくり

- 妊娠期から子育て期に向けた切れ目のない支援の充実
- 学童期の生活習慣病予防の充実及び思春期保健における関係機関との連携体制の構築
- 成年・壮年期の健康づくりの推進
- ロコモティブシンドローム、認知症予防を重点とした高齢者の介護予防の充実
- 新たな感染症が発生した場合の機動的な対応

2 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- 生活習慣病予防に関する知識の普及、健康意識の向上や適切な生活習慣定着化への取り組みの強化
- 各種検診の受診率向上、保健指導の推進
- 生活習慣病の重症化予防に向けた取り組みの充実

3 栄養・食生活による健康増進（食育推進計画）

- ライフステージに応じた食育の推進
- 家庭、学校、地域における連携した取り組みの推進
- 地産地消の推進と食文化の継承

4 身体活動・運動による健康増進

- 運動習慣の定着化に向けた取り組みの推進
- 健康づくりに関する自主グループへの支援

5 休養・こころの健康づくり（自殺予防対策計画）

- こころの健康に関する知識の普及とうつ病等の早期発見のための環境づくり
- こころの健康相談体制の充実

6 喫煙・飲酒対策の充実

- 妊婦から育児期の禁煙支援の強化
- 受動喫煙防止対策の推進

7 歯と口腔の健康づくり

- フッ化物の応用によるむし歯予防対策の推進
- 8020（ハチマルニイマル）運動の普及促進
- 食育の推進による歯科疾患予防対策の充実

8 地域連携・協働による健康をささえる基盤づくりの推進

- 健康マイレージ制度の導入と市民参加の推進
- 健康づくりリーダー、ボランティアの育成・支援
- 地域の健康課題の分析に基づく健康づくりの推進

地域福祉計画の内容は？

■ 地域福祉の基本理念

地域福祉計画では、「誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり」を基本理念とし、いつまでも自分らしい生活を送ることができる「共生」の地域づくりを目指し、地域でのささえあいの仕組みづくりとネットワークの形成・強化のための支援に取り組んでいきます。

● 計画の基本理念 ●

**誰もがささえあい、
安心・元気でつながるまちづくり**

地域福祉の推進には、市民一人ひとりや地域、市の役割分担を明確にし、地域におけるささえあい・助け合いの仕組みを作り、個人や地域の活動を支援するための取り組みが重要となります。このため、本計画では地域福祉を「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」という考え方を基本に進めていきます。

■ 地域福祉計画における「自助・自立」「共助・共生」「公助・公共」の考え方

自助・自立 一人ひとりが自立した生活を送る

自分や家族でできることは一人ひとりが自分で行うという「自助」の考え方に加え、「福祉サービスの受け手」という立場から脱し、主体的に自己決定をして生活していくという「自立」を市民一人ひとりが実現することで、誰もが自分らしい生活を送ることができる地域を目指します。

共助・共生 誰もが連携してささえあえる地域づくり

自分だけで解決できないことは、地域の中で協力して行うという「共助」の考え方に加え、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず地域に住むすべての人がお互いを理解し、認めあうことで、「共生」の地域を実現することにより、誰もがささえあうことができる地域を目指します。

公助・公共 地域福祉をささえる環境づくり

地域でも解決できないことは、行政が公的サービスなどによりささえるという「公助」の考え方に加え、公共サービスが行き届かない部分について、市民・事業者・NPOなど行政以外の主体が「新たな公共」として公助の役割の一部を担う考え方が重要となります。

これまで行政が担ってきた「公助」に、新たな担い手が加わり、この両者が健康福祉活動支援に取り組むことで、地域が抱える福祉課題にきめ細かく対応し、誰もが暮らしやすいと感じる地域を目指します。

地域福祉計画の施策体系

基本理念を具体的な施策・事業として展開していくため、4つの基本となる取り組みの方向を定めます。

基本理念

誰もがささえあい、安心・元気でつながるまちづくり

取り組みの方向

1 市民一人ひとりが
主役の地域づくり

2 ふれあい、
ささえあいのある
地域づくり

3 いつまでも
安心して暮らせる
地域づくり

4 誰もが
生活しやすい
地域づくり

施策の方向

1. 誰もが主役
2. 権利が守られる

1. ささえあう意識が根付く
2. 地域で気軽に交流
3. 担い手を育む
4. 福祉活動が活発

1. 生活のしづらさを軽減
2. 地域で見守り活動が盛ん
3. 孤独死や虐待、家庭内での暴力(DV等)がない
4. 生活に困窮する人がいない
5. 災害がおきても安心して避難
6. 地域の活性化と安定的な自主財源の確保

1. 必要な情報が行き届く
2. 困ったらすぐに相談
3. 必要な人が福祉サービスを受けられる
4. 連携して地域をささえる



地域福祉計画の重点項目

地域福祉計画における重点項目は以下のとおりです。

1 市民一人ひとりが主役の地域づくり

- 子どもの頃から福祉意識を根付かせるための福祉教育を含めた、ソーシャルインクルージョン意識の醸成
- 権利擁護に関する制度等の周知による利用促進、相談体制の充実強化

2 ふれあい、ささえあいのある地域づくり

- 生活支援・介護予防サポーター、認知症サポーター、コミュニティソーシャルワーカーなど、地域で専門的に活躍できる人材の養成支援や活動のコーディネート
- 地域福祉活動を担うボランティアや地域組織のリーダーなどといった担い手を発掘・育成
- 各種団体・組織間や、支援が必要な人と支援を行う組織・団体間をつなぐためのコーディネート

3 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

- 高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、個々の状況に応じた必要なサービスにつなぐ仕組みをつくり、新たな「地域包括支援体制」を構築
- 地域自治組織、ボランティア団体、NPO、民間企業等と連携し、支援が必要な高齢者・障害者・生活困窮者・子育て世帯を地域で見守り、支援を行う地域ネットワークづくり
- 避難行動要支援者情報の収集及び共有と支援体制の構築

4 誰もが生活しやすい地域づくり

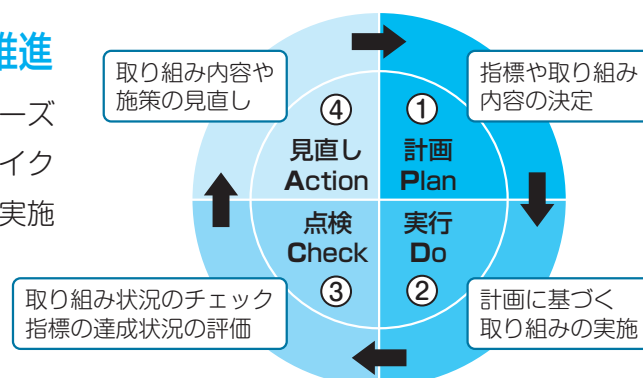
- 福祉総合相談センターを核とした健康福祉のワンストップサービスによる総合相談支援の充実及び児童発達支援センター等の設置
- 安房圏域での、広域的な地域包括ケアに係る専門職（医療・介護・保健・福祉・司法・教育等）のネットワークづくり

計画の推進

PDCA サイクルの考え方に基づく計画の推進

計画の実現に向けて、計画に定める施策・事業がスムーズに実施されるように進行管理を行うとともに、PDCAサイクルにより施策の状況や事業の進捗状況について把握し、実施状況及び成果を点検・評価します。

※PDCAサイクルとは、「計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の成果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行う」という一連の流れのことです。



第2期鴨川市健康福祉推進計画 【概要版】

発行年月：平成28年3月
発行：鴨川市 健康推進課・福祉課
〒296-0033 千葉県鴨川市八色887-1 鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）